

## 別 紙

### 運転免許関係書類運送業務仕様書

- 1 運送の対象となる物件  
運転免許関係書類（250mm×350mm×3～100mm。以下「書類」という。）
- 2 物件の集配場所は、山形県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）及び県内の全警察署とする。
- 3 受注者は、運転免許課からの預かり物件を送り先警察署に配達し、送り元警察署からの預かり物件を運転免許課に配達するものとする。
- 4 受注者は、配達した際に、送り状（受注者が通常業務用として使用しているもの。）の到着原票に配達先担当係の受領印等を徴し、この業務の証として1年間保存するものとする。
- 5 物件の収集は、土曜日、日曜日、祝日等、発注者の閉庁日及び受注者の休業日を除き行うものとし、原則として次のとおりとする。ただし、特に発注者の指示があった場合はこの限りでないものとする。
  - ア 警察署にあっては毎日とする。
  - イ 運転免許課にあっては1週間に1回以上とし、発注者の指示による。
- 6 物件の収集は、発注者の指示する時間に行うものとし、配達は収集日翌日の午後4時30分までに完了するものとする。ただし、送り元警察署からの週の最終開署日預かり物件については、翌週の最初の開庁日に運転免許課に配達することとし、当日の午後4時30分までに完了するものとする。なお、令和8年3月31日までに配達を完了しないものは収集を要しない。

また、次の期間の取扱いについては、発注者と受注者とが事前に協議して定めるものとする。

  - ア 令和8年5月1日(金)～令和8年5月7日(木)
  - イ 令和8年7月31日(金)～令和8年8月17日(月)
  - ウ 令和8年9月18日(金)～令和8年9月24日(木)
  - エ 令和8年12月25日(金)～令和9年1月5日(火)
- 7 発注者は、運送対象の書類は封筒等に収納するものとし、受注者は、書類の破損、汚損等防止のため、この封筒等を受注者所有の袋等に収納のうえ運送すること。
- 8 受注者は、従事者の管理について一切の責任を負うこと。

受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守するものとする。